

構造改革特別区域計画

1 特別区域計画の作成主体の名称
横浜市

2 構造改革特別区域の名称
国際 IT ビジネス交流特区

3 構造改革特別区域の概要
横浜市全域

4 構造改革特別区域の特性

《横浜市の特性》

○市内のIT関連産業の集積状況

- ・横浜市におけるIT産業の集積の特徴としては、全国的に見ても非常にIT産業に従事する人数が多く（95,678人：政令指定都市中2位、平成13年事業所・企業統計調査）、その中でも特にハードウェア産業における従業者が多い（45,860人：同1位）。
- ・市内における集積の状況を見ると、

　　ハードウェア産業：新横浜地区では半導体関連企業の集積があるとともに、内陸地域（北部：主に都筑区、港北区、南部：主に戸塚区、栄区）では、大手エレクトロニクス関連企業を中心とした企業集積が多く見られる。

　　→新横浜地区、内陸部（北部、南部）

　　ソリューション産業：西区、中区、保土ヶ谷区、神奈川区といった横浜駅周辺地域に集積が見られる。

　　→都心臨海部（横浜駅周辺、みなとみらい地区、横浜ビジネスパーク）

　　コンテンツ産業：西区、中区といった閑内・山下地区を中心に多くの立地がそれぞれみられる。

　　→都心臨海部（閑内・山下地区）

○IT関連企業を支える企業群

京浜工業地帯の一翼を担い、戦後の我が国の高度経済成長をリードしてきた横浜には、一般機械、電気機械など加工組立型の製造業が高い密度で集積している。なかでも、電気機械産業ではパナソニック、日立、ビクターなど、我が国を代表する世界的エレクトロニクス関連企業や研究開発拠点が立地し、更にこれらをサポートする中小下請企業が集積している。

○今後重要性を増す国際的な拠点性

羽田空港が2009年までに空港の再拡張および国際化が行われる予定であり、国際・国内空港とのアクセス向上によって、横浜のアジアにおける拠点性を強化し、業務・商業等多様で広域的な機能強化を図っていく。

《各地区の特性》

【新横浜地区】

- ・ 新横浜地区は、新幹線などによる広域交通ターミナルとしての利便性を活かし、都心臨海部とともに「ツインコア」を形成し、総合的機能の集積地として、業務、商業、文化機能等の集積をはかるエリアとなっている。
- ・ 新横浜駅は、東海道新幹線やJR横浜線、市営地下鉄3号線が交差する横浜の新しい玄関口となっている。駅およびその周辺については、新幹線駅舎の改良、歩行者デッキの整備等、総合的な交通結節点の強化を行っている。（平成20年完成予定）

- ・ 地区内を環状2号線と横浜上麻生線、新横浜元石川線などが走り、また第三京浜港北インターとの連結もスムーズなため、都心臨海部および東京方面、また北部内陸地域への利便性が高い。また、平成22年度までに横浜環状北線を整備し、首都高速横浜羽田線生麦ジャンクションと第三京浜港北インター間を自動車専用道路で直結し、新横浜ランプを整備するとともに、横浜環状北西線についても22年以降のなるべく早い時期に、東名高速道路横浜青葉インターと第三京浜港北インターを結ぶ自動車専用道路として整備し、東名高速エリアと湾岸エリアを直結することで、交通利便性を図ることとしている。
- ・ 新横浜地区には約80haに300社を超えるIT関連企業が集中している。日本ケイデンス・デザイン・システムズ、エリクソン、アームなど、世界的なIT関連企業が日本本社や研究開発拠点を置いているとともに、国内企業でも、図研、マクニカ、イノテックをはじめ富士通、NECの関連企業、ロームなど、我が国を代表する半導体開発やIT関連商社などが集積している。また、ビジネスチャンスを求めて、多数の半導体・ソフトウェア関連のベンチャー企業が立地している。
- ・ 国内の大手半導体メーカー11社が均等に出資して最先端の半導体技術開発を進める、(株)半導体理工学研究センター(STARC)があるなど、日本の半導体業界を先導するプロジェクトを行うハブ的な機能を担う機関も立地している。
- ・ この集積を活かし、ITビジネスネットワークを形成するため、地区内の企業を中心になって、横浜市とともにH15年3月から情報交換会、「新横浜ITクラスター交流会」を開催。過去10回の交流会では、毎回50～60社、100名程度（技術を持った企業に限定）が参加し、新しいデジタル家電機器開発に関する共同開発プロジェクト提案などが行われ、地区内の企業間の連携が進んでいる。
(交流会メンバー企業=約180社)
- ・ 地区内には、IT系人材を要請する専門学校があるなど、人材育成の場としての機能も兼ね備えている。

【内陸地域（北部）】

- ・ 北部内陸地域は、綱島街道や環状2号線、港北産業道路、緑産業道路、横浜上麻生道路、中原街道等、主要一般道が縦横に走っているとともに、第三京浜の港北ICがあるなど、非常に交通アクセスに優れている。また、第三京浜の港北ICと首都高速横羽線生麦JCTを結ぶ横浜環状北線（平成22年度完成予定）の整備が計画されており、さらに交通アクセスが向上する予定となっている。
- ・ エリア内を東急東横線、市営地下鉄3号線、JR横浜線が走っており、横浜方面のみならず、東京方面、多摩地域方面への広域アクセスも確保している。また、都筑地域近隣を、中山駅から日吉駅を結ぶ市営地下鉄4号線（平成19年開業予定）の整備が進んでおり、エリア内を縦横に結ぶ鉄道網が形成されることになる。
- ・ 都筑区、港北区に立地するパナソニックモバイルコミュニケーションズやリコー、京セラなど大手エレクトロニクスマーカーの研究開発拠点を中心に、電機・精密等の業種の中小企業が数多く集積しており、鶴見川沿いを中心にエレクトロニクス産業の集積エリアとなっている。さらに、同エリアに沿うJR横浜線沿線には、北上するとNECや三菱電機など大手エレクトロニクスマーカーの事業所や研究開発部門が、また南下すると新横浜の半導体開発企業の集積があり、それぞれと連携がとりやすいエリアとなっている。
- ・ 近隣に、東京工業大学すずかけ台キャンパス、慶應義塾大学理工学部が立地し、産学の連携がしやすい地域となっている。

【内陸地域（南部）】

- ・ 南部内陸地域は、国道1号線および横浜新道（国道1号線のバイパス）が東西を走り、それを横切るように南北方面に環状3号線、環状4号線が走っている。これら環状道路によって南北内陸地域同士が直接結びつくとともに、横浜新道への接続により、市内各エリアへのアクセスが向上している。
- ・ 地域中央を南北に東海道本線、横須賀線が通り、東西に根岸線が通っている。さらに市営地下鉄1号線が東海道本線、横須賀線とクロスするように走っている。特に、戸塚駅は、南部の広域拠点性を強化するため、横浜市南西部の副都心として位置付けられている。横浜の都心部や東京方面とのアクセスが良好となっている。
- ・ 地域内に、日立製作所およびその関連企業の研究開発機関が立地しており、そこを中心に古くから立地する企業と、近年新たに立地した企業が共存している。業種的には電機・精密等が多く、研究開発を行っている割合も高い。また、大手企業の拠点への近接性を活かしたソフトウェア開発の事業所も多い。

【都心臨海部】

都心臨海部は、横浜駅を中心に鉄道6社8路線（東海道本線、横須賀線、京浜東北・根岸線、京浜急行線、みなとみらい線、東急東横線、相鉄線、市営地下鉄3号線）が乗り入れ、バス・タクシー等の交通機関が集中するなど、日本でも有数のターミナル駅となっている。

このエリアは、大きく関内・山下地区と、みなとみらい地区、横浜駅周辺地区、横浜ビジネスパークなどからなる地域で、それぞれに特徴を有している。

- ・ 関内・山下地区は、開港以来、常に横浜の政治・経済の中心であり、横浜の都心と位置付けられている。行政や企業の中核管理機能、商業、文化、貿易、観光拠点が集積しているが、最近では、文化芸術を横浜の新たな都市戦略として位置付け、クリエイティブシティ・ヨコハマの推進として、個性あふれるまちづくりや新しい産業の集積を進めており、そうしたクリエイティブな環境を好むコンテンツ企業が多く立地している。また、ジェトロ対日投資ビジネスサポートセンターがエリア内に立地するなど、外資系企業の集積が多く見られる。
- ・ みなとみらい21地区は、就業の場や賑わいの場を創出し、経済の活性化と経済基盤を確立することで、横浜の自立性を強化する場所として位置付けられている。同地区を象徴するランドマークタワー・クイーンズスクエアなどには、タタ・コンサルタンシー・サービスやウイップロ リミテッド、TSMCなど、有力な外資系IT企業が多く立地するとともに、新港地区にある横浜ワールドポーターズ内には、横浜ワールドビジネスサポートセンターがスタートアップ・オフィスを設置し、海外経済機関や海外企業が入居している。
- ・ 横浜駅周辺地区では、駅整備をはじめとした様々な事業が進められており、特に駅周辺ではヨコハマポートサイド地区など大型の開発が進められている。多くの鉄道の結節点となっており、日本でも有数のターミナルとなっており、こうした交通利便性や業務系ビルの集積などにより、ソフトウェア開発、システム開発の企業が多く集積している。また、こうした交通利便性を背景にIT系人材を養成する専門学校も多数集積している。さらに、同地区内には、JASVA（社団法人日本半導体ベンチャー協会）が設置している半導体設計センター「JASVA横浜サテライト」があり、半導体設計開発ベンチャーが活動しやすい環境を提供している。
- ・ 横浜ビジネスパークは、横浜駅から程近いところに最新鋭の設備を備えた業務系ビルが立地しており、こうした交通利便性と閑静なビジネス環境を求め、多数のIT系人材の雇用の場となっているばかりでなく、BIC（ブリティッシュ・インダストリー・センター）、CITC（カナディアン・インダストリー&トレード・センター）など外資系集積拠点の存在もあり、外資系企業が多数集積している。

5 構造改革特別区域計画の意義

○横浜市 IT 産業戦略の実現

横浜市では、2004年12月に「横浜市IT産業戦略」を策定し、市としてIT産業を横浜の産業を牽引するリーディング産業として位置づけ、その振興に積極的に取り組むこととしている。

同戦略の中では、「人間中心のIT活用」を進むべき方向とし、新横浜のハードウェア産業、横浜駅周辺のソリューション産業、関内・山下地区のコンテンツ産業の各産業分野の総合力を活かすことで、最先端のIT技術が感動を拡げる街にしていくことを目標としており、「ヨコハマ・デジタル・フォアフロント」をキャッチフレーズにその取り組みをしている。

本特区計画は、そうした横浜市IT産業戦略の実現に資するものであり、国境をまたぐグローバルな競争の中で、横浜のポテンシャルを存分に引き出すためのインセンティブになるものである。

○横浜知財・ITクラスター形成・支援プロジェクトの補完

経済産業省の産業クラスター計画と連携する形で、横浜では2005年7月より横浜知財・ITクラスター形成・支援プロジェクトを進めている。本プロジェクトは、民間のクラスターマネージャーを中心とした人的なネットワークを形成し、新技術・新製品・新サービス・新事業の創出につなげていくプロジェクトであるが、企業や人的リソースのアライアンスを組む上で、国籍を問わない優れた企業・人材と積極的にアライアンスを組んでいくことが横浜のIT産業の国際競争力強化につながることとなる。

○ITと製造業の新しい融合

京浜工業地帯の一翼を担い、戦後の我が国の高度経済成長をリードしてきた横浜には、一般機械、電気機械など加工組立型の製造業が高い密度で集積しており、なかでも、パナソニック、日立、ビクターなど我が国を代表する世界的エレクトロニクス関連企業や研究開発拠点が立地し、更にこれらをサポートする中小下請企業が集積している。IT産業の多様な集積と、横浜の得意分野であったエレクトロニクス製品の製造技術とを結びつけ、我が国製造業の復活を促すことによって、新しいネットワーク型の経済モデルを全国に発信していく。そのためには本特区計画を活用し、国境を越えた、世界中の頭脳や技術の結集が必要である。

○大学等（教育機関）・研究機関との連携促進

① 以下は、半導体理工学研究センター（STARC）の設立趣旨から抜粋したものである。「我が国においては伝統的に産業界と大学とは、技術の研究開発の面では比較的相互に疎遠な関係であったことは否めない。これは、これまでが大学は学問の府として研究を担い、産業界は産業技術の開発を担えば相互に何の依存関係がなくとも事足りた時代でもあったからである。また、基礎は欧米諸国に仰ぎ、我が国はそれを基にした技術の応用を専らにするという長い歴史が存在したことも事実である。しかし、我が国が持てる研究開発力を基礎から応用に至るまで総合的に發揮し、我が国の半導体産業が先端性と競争力を維持し技術を世界的に牽引するには、このような状況を傍観することは許されず、産業界と大学の有効な協力関係を構築することが必須である。（株）半導体理工学研究センターは、このような時代の要請に鑑み、日本の半導体関連民間企業より資金を募り、シリコン半導体技術の基礎分野についてしかるべき規模をもって、日本の大学への研究委託、あるいは大学との共同研究を遂行し、我が国の技術基盤の強化と先端競争力の維持を実現し、これにより我が国の産業社会へひいては国際的な産業社会へ貢献することを目的に設立するものである。」

STARCは研究開発のロードマップを定め、目的にあった大学等を審査し、年間2000万円、5年間で1プロジェクトにつき、1億円の支援を行っており、財源は民間企業の資金でまかなわれている。こうしたハブ的機関のポテンシャルを最大現に

引き出すことが重要である。

- ② 市内にある理工系や経済系の大学の知財を、横浜の企業に還元するため、産学のアライアンスが多様に組んでいけるような取り組みが必要である。そのためには、共同研究などの実施や、産学連携プロジェクトの組成、およびネットワーキングが重要になる。
- ③ IT産業の人材の裾野を広げるための様々な取り組みを進めるとともに、教育機関から輩出される優秀な人材を、産業界に活用していくため、人材の育成・マッチング、インターンシップなど教育機関・研究機関と産業の様々な連携を進める必要がある。

○世界の頭脳や技術の活用

今や我が国は携帯電話やデジタルカメラ、薄型テレビ、DVD レコーダーなど、次世代 IT 産業の技術開発では世界のフロントランナーとなっているが、横浜も優れた技術力で、新横浜地区を中心にそうした高い評価を受けており、あたかも国境が存在しないかのように世界中から技術者が集まり、新製品開発や情報収集活動が頻繁に行われている。日本企業でも、半導体や電子部品などの開発に日本の大学を卒業したアジアの留学生を技術者として雇用したり、インターンとして受け入れたりする例がみられ、特区制度の活用により高度な技術人材の活用を進める。

○独自のインセンティブの活用による企業誘致促進

国内への生産拠点回帰の動きや、海外の対日投資の促進に伴い、企業誘致をめぐる都市間競争は厳しさを増している。特に、IT産業においてはこうした大規模投資が多く、熾烈な競争が行われている。横浜においては、次世代IT産業の拠点として、特区制度の活用とあわせて、横浜市独自の企業誘致インセンティブを活用し、IT関連企業の誘致を促進することとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

○横浜型 IT 産業クラスターの創生

国際的な企業・人材等の交流や、人材育成などを通じて、最先端の IT 分野の新技术、新製品、新サービス、新事業が次々に創出され、それらがさらに新しい企業・人材などを呼び込み、相乗効果となって、よりクラスターを大きくするようなこうしたメカニズムを作り上げることとする。

○クラスターにおける人的ネットワークの拡大

先述の横浜型 IT 産業クラスターにおいて、国内外の企業・人材が新しい有機的な人的ネットワークを拡大させ、新しい知財や価値を創出するようなソフト的な基盤を整えることとする。

○IT を中心とした新しいビジネスモデルの提起

一般機械や電気機械など加工組立型の製造業復活のシナリオを示し、IT 産業の強みを存分に活かして、次世代 IT 産業の拠点として成長させていくため、事業者間のネットワーク形成を促進する。民間から提案される新しいプロジェクトなどを横浜市として支援し、IT 関連事業者と他分野のリソースが、双方の強みを發揮して連携できる機会を生み出し、成功事例を示していく。

○産学連携の促進

産学連携の拠点性を高めるため、半導体を中心開発された技術の実用化を新横浜周辺のベンチャー企業が行うなど、半導体開発と応用のハブ的機関として、今後は先述のSTARCとの連携をいっそう強化していく。また、IT関連の様々な分野において、大学などの知を活用していくため、市内の大学、専門学校などの教育機関・研究機関との密接なネットワーキングと、新しい連携が生まれるような仕掛けを行っていくこととする。

○世界の頭脳や技術の活用

次世代IT産業の集積の強みをさらに引き出すために、競争と協調が促される創造的IT産業クラスター形成を進め、羽田国際化を見据えるなど国際・国内のアクセスの向上を図る。また、外国人技術者の受け入れ環境を整備することによって、世界の頭脳や技術が集まりやすいオープンな産業風土を形成していく。

○独自のインセンティブの活用による企業誘致促進

構造改革特区指定による規制の特例措置とあわせて、国内最大規模の企業立地インセンティブを設けたり、重点産業、重点施設、本社機能移転などに対する手厚い横浜市独自の企業誘致のインセンティブを活用するなど、IT産業を横浜市の重点産業として、市域への集積を促進していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会経済的效果

○横浜市 IT 産業戦略の実現＝横浜型 IT 産業クラスターの形成

構造改革特区の活用により、国内外からの知の集積が図られ、横浜に世界からの最先端の IT 産業の集積が進むことで「横浜＝最先端 IT の街」というイメージが醸成され、横浜型 IT 産業クラスターの形成が進む。

○IT を活かした新しいビジネスモデルの構築

横浜を拠点として、356 万市民のニーズを活かしつつ、市内製造業など既存のリソースを活かしてモデル的に開発した次世代 IT が、新しい成功事例となって新しいマーケットを作り出していく。

○産学連携の促進

横浜は、新横浜地区を中心に、STARCなど最先端技術開発の産学連携のハブ的な機能を担うエリアとなっており、横浜の企業との共同開発プロジェクトや学生のインターン受け入れや企業の技術者が大学で講義を行うなど、大学と地域が技術や人材などの相互交流を活発に行っていく。

○世界の頭脳や技術の活用

特区制度により、外国人技術者の受け入れ環境を整備し、横浜を世界の技術者が集まりやすい場所とすることで、研究者たちが自由に創造性を發揮し、最先端の次世代IT製品や技術の開発を行い、ITを生かした製造業の経営革新などにも貢献していく。

○独自の企業誘致・創業支援制度の活用による新しい活力の創出

横浜市独自の企業誘致・創業支援策を活用することで、新しい横浜経済の担い手を呼び込むこととし、そうした新しい担い手たちと既存の IT 関連企業および既存産業との新しいネットワーキング、アライアンスが形成され、新しい活力が創出される。

8 特定事業の名称

該当番号	事業名
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
505	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業
1131	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
1132	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する
事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

横浜市は、ハードウェア産業、ソリューション産業、コンテンツ産業など、IT産業の中でも総合的な実力を高くもつ地域であり、それをさらに日本を代表するIT関連産業の創造的国際拠点として発展させ、その成功モデルを全国に波及させていく。

このため、平成20年度までに新幹線「ひかり・のぞみ号」の増停車を実現し、あわせて、乗降客数の増加に伴う駅舎の整備、ペデストリアンデッキなどによる快適な歩行者導線の確保や駅ビル整備などをJR東海とともに実現する。

また、平成22年度までに首都高速横浜羽田線生麦ジャンクションと第三京浜港北インター間を自動車専用道路で直結し、新横浜ランプを整備する。さらに22年以降のなるべく早い時期に、東名高速道路横浜青葉インターと第三京浜港北インターを結ぶ自動車専用道路を整備し、東名高速エリアと湾岸エリアを直結することで、交通利便性を図ることとしている。

羽田空港は、2009年までに国際化が行われる予定であり、国際・国内空港とのアクセス向上によって、横浜の拠点性を強化し、業務・商業等多様で広域的な機能強化を図っていく。

こうしたハード面での街づくりとあわせて、横浜市は新横浜地区を中心に「新横浜ITクラスター交流会」を開催するなど、官民一体となった全国初のユニークな連携を行っている。また、構造改革特区による措置とあわせて、横浜市独自の企業誘致インセンティブを適用し、横浜をIT産業を戦略的に成長を促す地域として位置づけ、半導体関連等次世代IT産業の拠点形成を進めていきたい。

(詳細は別葉)

事業の概要		スケジュール等														
●個別プロジェクトの推進																
新横浜駅・北口周辺地区総合再整備	<p>新幹線「のぞみ・ひかり号」の増停車、乗降客の増加による新幹線駅舎の狭隘化、北口駅前広場の交通混雑解消、バリアフリー化などの課題の一体的解決を図る。</p> <p>○事業費 約 230 億円 (横浜市:約90億円、JR 東海:約140億円)除駅ビル)</p> <p>○計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新幹線駅舎の改良 (JR 東海) ② 歩行者デッキの整備 (横浜市) ③ 駅前広場の再整備 (JR 東海) ④ 交通結節点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階:屋内の広場・連絡通路整備 (横浜市) ・ 1階:タクシー乗降場 (JR 東海) ・ 地階:駐車場整備 (JR 東海) ・ 3階以上:駅ビル整備 (JR 東海) ⑤ 南北連絡通路の整備 (横浜市) 	H15~20年度														
新横浜長島地区市街地開発事業	<p>新横浜駅周辺のハイテク産業と連動した研究開発機能等を集積する地区として開発</p> <p>約 13.2ha (街区面積: 約 7.2ha)</p> <p>商業地区-----約 4.0ha、 住宅複合地区----約 1.3ha、 都市型工業地区--約 1.5ha、 公共公益地区----約 0.5ha</p>	H8~16 年度														
●インフラ整備検討																
横浜環状北線建設と新横浜出入口整備	<p>第三京浜港北インターチェンジから首都高速横浜羽田空港線生麦ジャンクションを連絡する自動車専用道路建設。新横浜には出入口を整備。</p> <p>●計画の諸元</p> <table border="1"> <tr><td>起点</td><td>都筑区川向町(第三京浜道路港北インターチェンジ)</td></tr> <tr><td>終点</td><td>鶴見区生麦二丁目(横浜羽田空港線生麦ジャンクション)</td></tr> <tr><td>延長</td><td>約 8.2km (うちトンネル部約 5.9km)</td></tr> <tr><td>出入口</td><td>新横浜出入口、馬場出入口、新生麦出入口</td></tr> <tr><td>車線数</td><td>往復 4 車線</td></tr> <tr><td>事業者</td><td>首都高速道路公団</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>約 4,170 億円</td></tr> </table>	起点	都筑区川向町(第三京浜道路港北インターチェンジ)	終点	鶴見区生麦二丁目(横浜羽田空港線生麦ジャンクション)	延長	約 8.2km (うちトンネル部約 5.9km)	出入口	新横浜出入口、馬場出入口、新生麦出入口	車線数	往復 4 車線	事業者	首都高速道路公団	事業費	約 4,170 億円	完成予定 平成 22 年度
起点	都筑区川向町(第三京浜道路港北インターチェンジ)															
終点	鶴見区生麦二丁目(横浜羽田空港線生麦ジャンクション)															
延長	約 8.2km (うちトンネル部約 5.9km)															
出入口	新横浜出入口、馬場出入口、新生麦出入口															
車線数	往復 4 車線															
事業者	首都高速道路公団															
事業費	約 4,170 億円															
(仮称) 横浜環状北西線	<p>東名高速エリアと湾岸エリアを現在事業中の横浜環状北線とともに、自動車専用道路で結ぶ。</p> <p>●計画の諸元</p> <table border="1"> <tr><td>起点</td><td>青葉区下谷本町</td></tr> <tr><td>終点</td><td>都筑区川向町</td></tr> <tr><td>延長</td><td>約 7.1km (うちトンネル部約 4.2km)</td></tr> <tr><td>連結道路</td><td>東名高速道路(横浜青葉 IC)、第三京浜(港北 IC)、横浜環状北線(事業中)、国道 246 号線</td></tr> <tr><td>車線数</td><td>片側 2 車線</td></tr> <tr><td>事業者</td><td>首都高速道路公団</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>約 2,400 億円</td></tr> </table>	起点	青葉区下谷本町	終点	都筑区川向町	延長	約 7.1km (うちトンネル部約 4.2km)	連結道路	東名高速道路(横浜青葉 IC)、第三京浜(港北 IC)、横浜環状北線(事業中)、国道 246 号線	車線数	片側 2 車線	事業者	首都高速道路公団	事業費	約 2,400 億円	完成予定 22 年以降の なるべく早 い時期
起点	青葉区下谷本町															
終点	都筑区川向町															
延長	約 7.1km (うちトンネル部約 4.2km)															
連結道路	東名高速道路(横浜青葉 IC)、第三京浜(港北 IC)、横浜環状北線(事業中)、国道 246 号線															
車線数	片側 2 車線															
事業者	首都高速道路公団															
事業費	約 2,400 億円															
●インセンティブ																
横浜市企業立地等促進特定地域における支援制度 (横浜市)	<p>企業立地等促進特定地域 (みなとみらい 21 地域、京浜臨海部地域)において、投下資本額が 10 億円以上 (中小企業は 1 億円以上) の事業計画を実施する事業者に対し、市税の軽減措置 (固定資産税・都市計画税の税率 1/2 を 5 年間) と、助成金の交付 (上限: 1 地域 1 企業当たり 50 億円) を実施。</p> <p>※神奈川県の誘致施策と併用可能</p>	実施中														
企業立地促進助成制度 (横浜市)	<p>重点産業立地促進助成制度</p> <p>IT、バイオ等、市が指定する産業で一定の条件を満たした企業が、横浜市に進出する場合、300 万円を限度として助成金を交付する。</p>	実施中														

	重点産業立地促進助成制度（都心進出特例） 新横浜駅周辺又は都心臨海部に IT、バイオ等、市が指定する産業で一定の条件を満たした企業が進出する場合、600万円を限度として助成金を交付する。①との併用は出来ない。	実施中
	重点産業立地促進助成制度（本社機能拡張移転特例） 市内に本社以外の事業所が既に立地している、市が定める重点産業分野を営む企業が、本社又は本社機能を市外から市内に移転する際に、その進出に係る経費の一部を助成	実施中
	重点施設立地促進助成（横浜市） 横浜市が定める 15 の施設拠点へ、各施設の対象機能に合致した機能で入居する、横浜市外から初進出する企業又は新規創業する企業を対象に、賃借料の 1 か月分を助成（100 万円上限）。 ただし、「外資系企業の集積拠点」に外資系企業が入居する場合は、100 万円を上限とし、賃借料の 3 か月分を助成。	実施中
	起業家立地促進助成（横浜市） 新規性のある有望なビジネスプランを有する起業家が会社設立し事業を始める際に、市内の小規模なオフィスを事務所として借りた場合に助成金を交付（月額賃料の 2 分の 1 で最長 6 ヶ月分（限度額 50 万円）	実施中
文化芸術創造都市形成のための助成制度	映像コンテンツ制作企業等立地促進助成（横浜市） 一定の審査を経た関内地区に進出する映像コンテンツ制作企業・教育機関に対し、事業所等を立地する際に必要となる設備工事費・改装工事費の一部を助成。	実施中
	クリエイター等立地促進助成 関内・関外地区の既存の民間建築物に進出し新たに事業所等を設置するクリエイター等に対し、初期費用の一部を助成	実施中
企業立地促進融資	○産業立地促進資金（横浜市） 横浜地区など市が定める産業立地促進拠点に進出する市外企業に対し、3 億円を限度に融資を行う。	実施中

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置を受けようとするもの

当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子

- ・ (株) 内藤電誠町田製作所
- ・ マイウェイ技研 (株)
- ・ (有) ウシュアス・テクノロジーズ・ジャパン
- ・ (株) グローバル・アドバンテージ
- ・ (株) エフケイ・ジャパン
- ・ (株) ドラゴンテック
- ・ (株) KG Information Systems Japan
- ・ 上海啓明聯和計算機技術有限公司 日本支店
- ・ NIIT テクノロジーズ (株)
- ・ (株) CIJ
- ・ (株) システムプロ
- ・ (株) ユーエルエーペックス
- ・ ウィプロ・リミテッド
- ・ COSMOBIC Technology Co., Ltd.
- ・ テュフ・ラインランド・ジャパン (株)
- ・ TRW オートモーティブジャパン (株)
- ・ サイクレイズ・ジャパン (株)
- ・ ソリッドレイ研究所 (株)
- ・ (株) タタ コンサルタンシー サービシズ ジャパン
- ・ キヤセイ・トライテック (株)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

特区計画後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人等に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理

事業所名	所在地	概要	外国人の活動内容
(株) 内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ開発支援装置の設計開	特定情報処理活動

		発・製造 携帯電話、CATV 用パワー・アンプモジュールの製造 その他	
マイウェイ技研 株	横浜市港北区新横浜 1-14-15	パワーエレクトロニクス、メカトロニクスの研究開発、製品試作 太陽光発電、風力発電、燃料電池発電など新エネルギー分野の研究開発 モーター制御、電源装置、電力変換装置など省エネ機器の研究開発	特定情報処理活動
(有) ウシュアス・テクノロジーズ・ジャパン	横浜市中区本町 1-7	コンピュータのソフトウェアの企画・開発・設計等	特定情報処理活動
(株) グローバル・アドバンテージ	横浜市西区北幸 2-9-40	金融、通信、流通、ERP・SCM・CRM と OA 系のソフトウェアの開発。 ネットワーク、通信・制御、画像処理などのソフトウェア開発。 システムのコンサルティング、構築、代理販売とその技術サポート。 システムの多言語化、現地化移植、その技術者の派遣と技術サポート。	特定情報処理活動
(株) エフケイ・ジャパン	横浜市神奈川区東神奈川 1-1-8	ソフトウェア開発	特定情報処理活動
(株) ドラゴンテック	横浜市神奈川区鶴屋町 2-9-22	・コンピュータのソフトウェアの企画・設計・開発・試験等を一般企業向中心に行って	特定情報処理活動

		いる。主にパッケージソフト、組込ソフト、ERP システムの開発	
(株) KG Information Systems Japan	神奈川県横浜市中区常盤町 2-11	コンピュータのソフトウェアの企画・開発・設計等	特定情報処理活動
上海啓明聯和計算機技術有限公司 日本支店	横浜市神奈川区青木町 1-10	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータのソフトウェア開発・アウトソーシング事業 ・弱電建設プロジェクトの管理・コンサルティング及び運用保守 ・IC 設計事業 	特定情報処理活動
NIIT テクノロジーズ (株)	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータソフトウェアの企画、開発、設計、販売 ・コンピュータ及びコンピュータソフトウェアの利用技術の開発指導 	特定情報処理活動
(株) CIJ	横浜市西区平沼 1-2-24	システム開発及びシステム開発に関連するサービス (システム開発、コンサルテーション及び調査研究、システム／パッケージ・インテグレーション・サービス、インターネット・サービス等)	特定情報処理活動
(株) システムプロ	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	ソフトウェアの企画・開発・設計等	特定情報処理活動
ウィプロ・リミテッド	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	ソフトウェア開発サービス	特定情報処理活動
(株) ューエルエーペックス	横浜市保土ヶ谷区神戸町 134	製品安全試験及び認証発行など	特定情報処理活動
COSMOBIC Technology Co., Ltd.	横浜市港北区新横浜 3-18-14	・携帯電話端末に関する技術開発及び製品の研究開発	特定情報処理活動

		<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果のライセンス及びサブライセンス ・上記に関するコンサルティング及びアフターサービス 	
テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	横浜市港北区新横浜 3-19-5	各種技術製品、設備、施設等の試験、検査、評価、認証。 環境の保全及び安全並びにエネルギー工学についての調査及び助言	特定情報処理活動
TRW オートモーティブジャパン(株)	横浜市保土ヶ谷区神戸町 134	ブレーキ、ステアリングサスペンション、エアバッグ関連の開発・製造・販売業	特定情報処理活動
サイクレイズ・ジャパン(株)	横浜市中区住吉町 1-4	サーバー、ネットワーク設備、およびオートメーション装置を含むローカルと遠隔ITシステム用のデータセンター障害管理製品	特定情報処理活動
(株) ソリッドレイ研究所	横浜市神奈川区鶴屋町 2-20-1	バーチャルリアリティや3Dに関するソフトウェア開発、システム構築・インテグレートおよびコンテンツ開発	特定情報処理活動
(株) タタ コンサルタンシーサービシズ ジャパン	横浜市西区みなとみらい 2-3-1	IT ソフトウェアにおけるコンサルティングサービス、及びその開発に関する管理業務、保守、管理、企画等を企業向けに行なっている。	特定情報処理活動
キャセイ・トライトック(株)	横浜市港北区新横浜 3-24-5	ソフト開発及びサービス事業、モバイル関連ソフトの開発・電信システムのソフト開発等	特定情報処理活動

5 当該規制の特例措置の内容

IT 関連の開発に関しては外国人 IT 関連技術者の活用が進んでおり、今後、IT ビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開され、横浜の IT ビジネスが更に拡大していくためには、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理の特例を受け、外国人 IT 関連技術者が迅速に申請手続等を済ますことができる環境が必要であり、これにより外国人 IT 関連技術者が技術開発や事業活動に専念することができ、ボーダレスな事業活動がスムーズに展開することができる。

こうした措置の効果として、横浜型 IT 産業クラスターの形成につながることが期待される。

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（505）

2 規制の特例措置を受けようとするもの

当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子

- ・ (株) タタ コンサルタンシー サービシズ ジャパン
- ・ キャセイ・トライテック (株)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

特区計画後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 次に掲げる事業所において従事する外国人情報処理技術者の受け入れ促進

事業所名	所在地	概要	外国人の活動内容
(株) タタ コンサルタンシー サービシズ ジャパン	横浜市西区みなとみらい2-3-1	IT ソフトウェアにおけるコンサルティングサービス、及びその開発に関する管理業務、保守、管理、企画等を企業向けに行なっている。	特定情報処理活動
キャセイ・トライテック (株)	横浜市港北区新横浜 3-24-5	ソフト開発及びサービス事業、モバイル関連ソフトの開発・電信システムのソフト開発等	特定情報処理活動

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制緩和の必要性

IT 関連の開発に関して、外国人技術者の活用が進んでおり、我が国の大学で教育を受けた技術者、外国で技術を習得し日本に訪れる技術者など様々である。特に、高度な専門教育および実務を積んだ外国人に対して、その高い技術力を適正な人件費で活用しようとする企業の目的に適ったものであるが、同時に、中国、韓国ならびに欧米諸国など海外の巨大マーケットへの進出や、そのインターフェースとして信頼できる外国人技術者を確保しておきたいという先行投資的な意図もうかがえる。

今後、日本と海外との間のビジネスが国境を越えて活発に展開され、特区内の IT ビジネスが更に拡大していくためには、本特例の適用を受け、IT 関連技術者が安定的に技術開発や事業活動に専念できるようにするため、永住権資格の緩和を行うことによって、ボーダレスな事業活動を展開できるよう措置していただきたい。

別 紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 規制の特例措置を受けようとするもの

当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子

- ・ (株) 内藤電誠町田製作所
- ・ マイウェイ技研（株）
- ・ (有) ウシュアス・テクノロジーズ・ジャパン
- ・ (株) グローバル・アドバンテージ
- ・ (株) エフケイ・ジャパン
- ・ (株) ドラゴンテック
- ・ (株) KG Information Systems Japan
- ・ 上海啓明聯和計算機技術有限公司 日本支店
- ・ NIIT テクノロジーズ（株）
- ・ (株) CIJ
- ・ (株) システムプロ
- ・ (株) ユーエルエーペックス
- ・ ウィプロ・リミテッド
- ・ COSMOBIC Technology Co., Ltd.
- ・ テュフ・ラインランド・ジャパン（株）
- ・ TRW オートモーティブジャパン（株）
- ・ サイクレイズ・ジャパン（株）
- ・ ソリッドレイ研究所（株）
- ・ (株) タタ コンサルタンシー サービシズ ジャパン
- ・ キヤセイ・トライテック（株）

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

特区計画後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 次に掲げる事業所において従事する外国人情報処理技術者の受入れ促進

事業所名	所在地	概要	外国人の活動内容
(株) 内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ開発支援装置の設計開発・製造 携帯電話、CATV 用パワ	特定情報処理活動

		一アンプモジュールの 製造 その他	
マイウェイ技研 (株)	横浜市港北区新 横浜 1-14-15	パワーエレクトロニク ス、メカトロニクスの 研究開発、製品試作 太陽光発電、風力発電、 燃料電池発電など新エ ネルギー分野の研究開 発 モーター制御、電源装 置、電力変換装置など 省エネ機器の研究開発	特定情報処理活動
(有) ウシュア ス・テクノロジー ズ・ジャパン	横浜市中区本町 1-7	コンピュータのソフト ウェアの企画・開発・ 設計等	特定情報処理活動
(株) グローバ ル・アドバンテ ージ	横浜市西区北幸 2-9-40	金融、通信、流通、ERP・ SCM・CRM と OA 系のソフ トウェアの開発。 ネットワーク、通信・ 制御、画像処理などの ソフトウェア開発。 システムのコンサル ティング、構築、代理 販売とその技術サポー ト。 システムの多言語化、 現地化移植、その技術 者の派遣と技術サポー ト。	特定情報処理活動
(株) エフケ イ・ジャパン	横浜市神奈川区 東神奈川 1-1-8	ソフトウェア開発	特定情報処理活動
(株) ドラゴンテ ック	横浜市神奈川区 鶴屋町 2-9-22	・コンピュータのソフ トウェアの企画・設 計・開発・試験等を一 般企業向中心に行って いる。主にパッケージ ソフト、組込ソフト、	特定情報処理活動

		ERP システムの開発	
(株) KG Information Systems Japan	神奈川県横浜市中区常盤町 2-11	コンピュータのソフトウェアの企画・開発・設計等	特定情報処理活動
上海啓明聯和計算機技術有限公司 日本支店	横浜市神奈川区青木町 1-10	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータのソフトウェア開発・アウトソーシング事業 ・弱電建設プロジェクトの管理・コンサルティング及び運用保守 ・IC 設計事業 	特定情報処理活動
NIIT テクノロジーズ (株)	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータソフトウェアの企画、開発、設計、販売 ・コンピュータ及びコンピュータソフトウェアの利用技術の開発指導 	特定情報処理活動
(株) CIJ	横浜市西区平沼 1-2-24	システム開発及びシステム開発に関するサービス (システム開発、コンサルテーション及び調査研究、システム／パッケージ・インテグレーション・サービス、インターネット・サービス等)	特定情報処理活動
(株) システムプロ	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	ソフトウェアの企画・開発・設計等	特定情報処理活動
ウィプロ・リミテッド	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	ソフトウェア開発サービス	特定情報処理活動
(株) ユーエルエーペックス	横浜市保土ヶ谷区神戸町 134	製品安全試験及び認証発行など	特定情報処理活動
COSMOBIC Technology Co., Ltd.	横浜市港北区新横浜 3-18-14	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話端末に関する技術開発及び製品の研究開発 ・研究成果のライセンス及びサブライセンス 	特定情報処理活動

		・上記に関するコンサルティング及びアフターサービス	
テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	横浜市港北区新横浜 3-19-5	各種技術製品、設備、施設等の試験、検査、評価、認証。 環境の保全及び安全並びにエネルギー工学についての調査及び助言	特定情報処理活動
TRW オートモーティブジャパン(株)	横浜市保土ヶ谷区神戸町 134	ブレーキ、ステアリングサスペンション、エアバッグ関連の開発・製造・販売業	特定情報処理活動
サイクレイズ・ジャパン(株)	横浜市中区住吉町 1-4	サーバー、ネットワーク設備、およびオートメーション装置を含むローカルと遠隔ITシステム用のデータセンタ一障害管理製品	特定情報処理活動
(株) ソリッドレイ研究所	横浜市神奈川区鶴屋町 2-20-1	バーチャルリアリティや3Dに関するソフトウェア開発、システム構築・インテグレートおよびコンテンツ開発	特定情報処理活動
(株) タタ コンサルタンシーサービシズ ジャパン	横浜市西区みなとみらい 2-3-1	IT ソフトウェアにおけるコンサルティングサービス、及びその開発に関する管理業務、保守、管理、企画等を企業向けに行なっている。	特定情報処理活動
キャセイ・トライトック(株)	横浜市港北区新横浜 3-24-5	ソフト開発及びサービス事業、モバイル関連ソフトの開発・電信システムのソフト開発等	特定情報処理活動

5 当該規制の特例措置の内容

- IT 関連企業においては、すでに外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、本特例の適用を受け、最長 5 年の長期間の在留期間の特例を受けることにより、情報処理技術者が安定的に技術開発や事業活動に専念し、特区内を拠点にボーダレスな事業活動を展開することができる。
- また、横浜の IT 関連企業の中には、海外のベンチャー企業が開発した技術や製品を日本国内に輸入する商社としても事業活動を行っているところもあり、国内での販売を行うにあたって海外のベンチャー企業の社員を、一旦は自社の社員として雇用契約を行ったうえで、「技術」などの在留資格で来日させ、日本向けの仕様の変更やアフターサービスなどに当たらせることが多い。その際、同社が代理店として、販路を開拓し、その後の販売やアフターサービスを行うケースと、一定の軌道に乗った後に技術資格で来日した米国のベンチャー企業の社員を独立させ、別会社を設立して販売やサービスの提供を行わせるケースがあり、その際、「技術」資格で来日していた外国人では行えない「投資・経営」の在留資格が必要となる活動が多くなることから、円滑な事業展開に支障をきたしている。このため、本特例の適用を受け、「技術」資格で来日した外国人 IT 技術者が、契約、販売など「投資・経営」で認められている活動を行えるようになることで、特区内の企業が円滑に事業を遂行することができる。
- 当特区内においてこうした措置が認められ、企業側がこの特例を活用することによって、横浜において IT 関連の活発な技術や製品の流通が期待できるとともに、この事例をブレークスルーとしてさらに活発な特例の活用を促し、横浜における IT 関連産業クラスターの形成につながることが期待される。

別 紙

1 特定事業の名称

1131

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人岩崎学園

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

- ①初級システムアドミニストレータ講座（実践コース） 別添資料1のとおり
②初級システムアドミニストレータ講座（基本コース） 別添資料2のとおり

(2) 修了認定の基準

当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- 修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。
- 試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該講座の講座担当者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、本當該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

(資料1)

①初級システムアドミニストレータ講座（実践コース） 履修計画

○講座のカリキュラム

講座のカリキュラムと履修時間

No	カリキュラム	受講時間
1	ハードウェア	3 時間
2	基本ソフトウェア	2 時間
3	システムの構成方式	2 時間
4	システム応用	2 時間
5	システムの開発	3 時間
6	システムの運用と保守	1 時間
7	セキュリティ	2 時間
8	標準化	1 時間
9	情報戦略	1 時間
10	企業会計	2 時間
11	経営工学	2 時間
12	情報システムの活用	1 時間
13	関連法規	2 時間

(合計 24 時間)

講座のカリキュラムと経済産業大臣が告示で定める履修項目との対応関係

No	カリキュラム	履修項目
1	ハードウェア	1-1 情報素子
		1-2 プロセッサーアーキテクチャ
		1-3 メモリアーキテクチャ
		1-4 補助記憶
		1-5 入出力アーキテクチャと装置
		1-6 コンピュータの種類と特徴
		1-7 エンベデットシステム

No	カリキュラム	履修項目
2	基本ソフトウェア	2-1 オペレーティングシステム
		2-2 ファイル管理

No	カリキュラム	履修項目
3	システムの構成方式	3-1 システムの構成技術
		3-2 システムの性能

3-3 システムの信頼性・経済性

No	カリキュラム	履修項目
4	システム応用	4-1 ネットワーク応用
		4-2 データベース応用
		4-3 データ資源管理
		4-4 マルチメディアシステム

No	カリキュラム	履修項目
5	システムの開発	5-1 言語
		5-2 ソフトウェアパッケージ
		5-3 開発環境
		5-4 開発手法
		5-5 要求分析・設計手法
		5-6 プロセス、テスト、レビュー
		5-7 開発管理
		5-8 外部環境の活用

No	カリキュラム	履修項目
6	システムの運用と保守	6-1 システムの運用
		6-2 システムの保守

No	カリキュラム	履修項目
7	セキュリティ	7-1 セキュリティ
		7-2 リスク管理
		7-3 ガイドライン

No	カリキュラム	履修項目
8	標準化	8-1 開発と取引の標準化
		8-2 情報システム基盤の標準化
		8-3 データの標準化
		8-4 標準化組織

No	カリキュラム	履修項目
9	情報戦略	9-1 経営管理
		9-2 情報化戦略

No	カリキュラム	履修項目

10	企業会計	10-1 財務会計
		10-2 管理会計

No	カリキュラム	履修項目
11	経営工学	11-1 インダストリアル・エンジニアリング
		11-2 オペレーションズ・リサーチ

No	カリキュラム	履修項目
12	情報システムの活用	12-1 エンジニアリングシステム
		12-2 ビジネスシステム

No	カリキュラム	履修項目
13	関連法規	13-1 情報通信
		13-2 知的財産権
		13-3 労働
		13-4 取引
		13-5 安全
		13-6 その他の法律・倫理

○履修時間数

24時間

○受講対象者

企業・団体等で情報処理システムを利用した業務に携わり、パソコンについての基本操作、ITリテラシーを備えたレベルの方、大学・専門学校等でエンドユーザ・コンピューティングの知識・技術を習得した学生の方等を対象とする。

○講座開設会場

岩崎学園 情報科学専門学校（神奈川区鶴屋町2-17 相鉄岩崎学園ビル）
情報科学専門学校新横浜校（港北区新横浜2-4-10）

○定員

1教室あたり50名

○講座講師

(学)岩崎学園 専任教員

(資料2)

②初級システムアドミニストレータ講座（基本コース） 履修計画

○講座のカリキュラム

講座のカリキュラムと履修時間

No	カリキュラム	受講時間
1	ハードウェア	6 時間
2	基本ソフトウェア	4 時間
3	システムの構成方式	4 時間
4	システム応用	4 時間
5	システムの開発	6 時間
6	システムの運用と保守	2 時間
7	セキュリティ	4 時間
8	標準化	2 時間
9	情報戦略	2 時間
10	企業会計	4 時間
11	経営工学	4 時間
12	情報システムの活用	2 時間
13	関連法規	4 時間

(合計 48 時間)

講座のカリキュラムと経済産業大臣が告示で定める履修項目との対応関係

No	カリキュラム	履修項目
1	ハードウェア	1-1 情報素子
		1-2 プロセッサーアーキテクチャ
		1-3 メモリアーキテクチャ
		1-4 補助記憶
		1-5 入出力アーキテクチャと装置
		1-6 コンピュータの種類と特徴
		1-7 エンベデットシステム

No	カリキュラム	履修項目
2	基本ソフトウェア	2-1 オペレーティングシステム
		2-2 ファイル管理

No	カリキュラム	履修項目
3	システムの構成方式	3-1 システムの構成技術
		3-2 システムの性能

3-3 システムの信頼性・経済性

No	カリキュラム	履修項目
4	システム応用	4-1 ネットワーク応用
		4-2 データベース応用
		4-3 データ資源管理
		4-4 マルチメディアシステム

No	カリキュラム	履修項目
5	システムの開発	5-1 言語
		5-2 ソフトウェアパッケージ
		5-3 開発環境
		5-4 開発手法
		5-5 要求分析・設計手法
		5-6 プログラミング、テスト、レビュー
		5-7 開発管理
		5-8 外部環境の活用

No	カリキュラム	履修項目
6	システムの運用と保守	6-1 システムの運用
		6-2 システムの保守

No	カリキュラム	履修項目
7	セキュリティ	7-1 セキュリティ
		7-2 リスク管理
		7-3 ガイドライン

No	カリキュラム	履修項目
8	標準化	8-1 開発と取引の標準化
		8-2 情報システム基盤の標準化
		8-3 データの標準化
		8-4 標準化組織

No	カリキュラム	履修項目
9	情報戦略	9-1 経営管理
		9-2 情報化戦略

No	カリキュラム	履修項目
10	企業会計	10-1 財務会計
		10-2 管理会計

No	カリキュラム	履修項目
11	経営工学	11-1 インダストリアル・エンジニアリング
		11-2 オペレーションズ・リサーチ

No	カリキュラム	履修項目
12	情報システムの活用	12-1 エンジニアリングシステム
		12-2 ビジネスシステム

No	カリキュラム	履修項目
13	関連法規	13-1 情報通信
		13-2 知的財産権
		13-3 労働
		13-4 取引
		13-5 安全
		13-6 その他の法律・倫理

○履修時間数

48時間

○受講対象者

パソコンについての基本操作は理解しているが、企業・団体等の業務で情報処理システムを利用した経験が無く、情報処理に関する知識を基礎から学ぶ方等を対象とする。

○講座開設会場

岩崎学園 情報科学専門学校（神奈川区鶴屋町2-17 相鉄岩崎学園ビル）

情報科学専門学校新横浜校（港北区新横浜2-4-10）

○定員

1教室あたり50名

○講座講師

(学)岩崎学園 専任教員

別 紙

1 特定事業の名称

1132

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人岩崎学園

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

- | | |
|---------------------|-----------|
| ①基本情報技術者講座（実践コース） | 別添資料1のとおり |
| ②基本情報技術者講座（基本コース） | 別添資料2のとおり |
| ③基本情報技術者講座（専門学校コース） | 別添資料3のとおり |

(2) 修了認定の基準

当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- 修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。
- 試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該講座の講座担当者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、本當該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

(資料 1)

①基本情報技術者講座（実践コース） 履修計画

○講座のカリキュラム

講座のカリキュラムと履修時間

No	カリキュラム	受講時間
1	情報の基礎理論	2 時間
2	データ構造とアルゴリズム	2 時間
3	ハードウェア	3 時間
4	基本ソフトウェア	2 時間
5	システムの構成方法	2 時間
6	システム応用	2 時間
7	システムの開発	3 時間
8	システムの運用と保守	1 時間
9	ネットワーク技術	2 時間
10	データベース技術	2 時間
11	情報セキュリティ	2 時間
12	標準化	1 時間
13	情報戦略	1 時間
14	企業会計	1 時間
15	経営工学	1 時間
16	情報システムの活用	1 時間
17	関連法規	2 時間

(合計 30 時間)

講座のカリキュラムと経済産業大臣が告示で定める履修項目との対応関係

No	カリキュラム	履修項目
1	情報の基礎理論	1-1 数値変換・データ表現
		1-2 情報と理論

No	カリキュラム	履修項目
2	データ構造と アルゴリズム	2-1 データ構造
		2-2 アルゴリズム

No	カリキュラム	履修項目
3	ハードウェア	3-1 情報素子
		3-2 プロセッサーアーキテクチャ
		3-3 メモリアーアーキテクチャ
		3-4 補助記憶
		3-5 入出力アーキテクチャと装置
		3-6 コンピュータの種類と特徴
		3-7 エンベデットシステム

No	カリキュラム	履修項目
4	基本ソフトウェア	4-1 オペレーティングシステム
		4-2 ファイル管理

No	カリキュラム	履修項目
5	システムの構成方式	5-1 システムの構成技術
		5-2 システムの性能
		5-3 システムの信頼性・経済性

No	カリキュラム	履修項目
6	システム応用	6-1 ネットワーク応用
		6-2 データベース応用
		6-3 データ資源管理
		6-4 マルチメディアシステム

No	カリキュラム	履修項目
7	システムの開発	7-1 言語
		7-2 ソフトウェアパッケージ
		7-3 開発環境
		7-4 開発手法
		7-5 要求分析・設計手法
		7-6 プロセス、テスト、レビュー
		7-7 開発管理
		7-8 外部環境の活用

No	カリキュラム	履修項目
8	システムの運用と保守	8-1 システムの運用
		8-2 システムの保守

No	カリキュラム	履修項目
9	ネットワーク技術	9-1 プロトコル・伝送制御
		9-2 符号化・伝送
		9-3 ネットワーク（LAN・WAN）
		9-4 通信装置
		9-5 ネットワークソフト

No	カリキュラム	履修項目
10	データベース技術	10-1 データベースのモデル
		10-2 データベースの言語
		10-3 データベースの制御

No	カリキュラム	履修項目
11	情報セキュリティ	11-1 セキュリティ
		11-2 リスク管理
		11-3 ガイドライン

No	カリキュラム	履修項目
12	標準化	12-1 開発と取引の標準化
		12-2 情報システム基盤の標準化
		12-3 データの標準化
		12-4 標準化組織

No	カリキュラム	履修項目
13	情報戦略	13-1 経営管理
		13-2 情報化戦略

No	カリキュラム	履修項目
14	企業会計	14-1 財務会計
		14-2 管理会計

No	カリキュラム	履修項目
15	経営工学	15-1 インダストリアル・エンジニアリング
		15-2 オペレーションズ・リサーチ

No	カリキュラム	履修項目
16	情報システムの活用	16-1 エンジニアリングシステム

16-2 ビジネスシステム

No	カリキュラム	履修項目
17	関連法規	17-1 情報通信
		17-2 知的財産権
		17-3 労働
		17-4 取引
		17-5 安全
		17-6 その他の法律・倫理

○履修時間数

30時間

○受講対象者

企業・団体等で情報処理技術者として実務に携わっている方、大学・専門学校等でコンピュータサイエンスに関する知識・技術を習得した方等を対象とする。

○講座開設会場

岩崎学園 情報科学専門学校（神奈川区鶴屋町 2-17 相鉄岩崎学園ビル）

情報科学専門学校新横浜校（港北区新横浜 2-4-10）

○定員 1教室あたり 50名

○講座講師 (学)岩崎学園 専任教員

(資料2)

②基本情報技術者講座（基本コース） 履修計画

○講座のカリキュラム

講座のカリキュラムと経済産業大臣が告示で定める履修時間

No	カリキュラム	受講時間
1	情報の基礎理論	6 時間
2	データ構造とアルゴリズム	6 時間
3	ハードウェア	9 時間
4	基本ソフトウェア	6 時間
5	システムの構成方法	6 時間
6	システム応用	6 時間
7	システムの開発	9 時間
8	システムの運用と保守	3 時間
9	ネットワーク技術	6 時間
10	データベース技術	6 時間
11	情報セキュリティ	6 時間
12	標準化	3 時間
13	情報戦略	3 時間
14	企業会計	3 時間
15	経営工学	3 時間
16	情報システムの活用	3 時間
17	関連法規	6 時間

(合計 90 時間)

講座のカリキュラムと履修項目との対応関係

No	カリキュラム	履修項目
1	情報の基礎理論	1-1 数値変換・データ表現
		1-2 情報と理論

No	カリキュラム	履修項目
2	データ構造と アルゴリズム	2-1 データ構造
		2-2 アルゴリズム

No	カリキュラム	履修項目
3	ハードウェア	3-1 情報素子
		3-2 プロセッサーアーキテクチャ
		3-3 メモリアーキテクチャ
		3-4 補助記憶
		3-5 入出力アーキテクチャと装置
		3-6 コンピュータの種類と特徴
		3-7 エンベデットシステム

No	カリキュラム	履修項目
4	基本ソフトウェア	4-1 オペレーティングシステム
		4-2 ファイル管理

No	カリキュラム	履修項目
5	システムの構成方式	5-1 システムの構成技術
		5-2 システムの性能
		5-3 システムの信頼性・経済性

No	カリキュラム	履修項目
6	システム応用	6-1 ネットワーク応用
		6-2 データベース応用
		6-3 データ資源管理
		6-4 マルチメディアシステム

No	カリキュラム	履修項目
7	システムの開発	7-1 言語
		7-2 ソフトウェアパッケージ
		7-3 開発環境
		7-4 開発手法
		7-5 要求分析・設計手法
		7-6 プログラミング、テスト、レビュー
		7-7 開発管理
		7-8 外部環境の活用

No	カリキュラム	履修項目
8	システムの運用と保守	8-1 システムの運用
		8-2 システムの保守

No	カリキュラム	履修項目
9	ネットワーク技術	9-1 プロトコル・伝送制御
		9-2 符号化・伝送
		9-3 ネットワーク（LAN・WAN）
		9-4 通信装置
		9-5 ネットワークソフト

No	カリキュラム	履修項目
10	データベース技術	10-1 データベースのモデル
		10-2 データベースの言語
		10-3 データベースの制御

No	カリキュラム	履修項目
11	情報セキュリティ	11-1 セキュリティ
		11-2 リスク管理
		11-3 ガイドライン

No	カリキュラム	履修項目
12	標準化	12-1 開発と取引の標準化
		12-2 情報システム基盤の標準化
		12-3 データの標準化
		12-4 標準化組織

No	カリキュラム	履修項目
13	情報戦略	13-1 経営管理
		13-2 情報化戦略

No	カリキュラム	履修項目
14	企業会計	14-1 財務会計
		14-2 管理会計

No	カリキュラム	履修項目
15	経営工学	15-1 インダストリアル・エンジニアリング
		15-2 オペレーションズ・リサーチ

No	カリキュラム	履修項目
16	情報システムの活用	16-1 エンジニアリングシステム
		16-2 ビジネスシステム

No	カリキュラム	履修項目
17	関連法規	17-1 情報通信
		17-2 知的財産権
		17-3 労働
		17-4 取引
		17-5 安全
		17-6 その他の法律・倫理

○履修時間数

90時間

○受講対象者

情報システムの開発の経験は無いが情報処理技術者を目指す方、実務経験の浅い学生の方等を対象とする。

○講座開設会場

岩崎学園 情報科学専門学校（神奈川区鶴屋町 2-17 相鉄岩崎学園ビル）
情報科学専門学校新横浜校（港北区新横浜 2-4-10）

○定員 1教室あたり 50名

○講座講師 (学)岩崎学園 専任教員

(資料3)

③基本情報技術者講座（専門学校コース）履修計画

○講座のカリキュラム

講座のカリキュラムと履修時間

No	カリキュラム	受講時間
1	コンピュータシステム	24時間
2	プログラム設計	24時間
3	システム開発と運用	24時間
4	ネットワーク概論	24時間
5	データベース概論	24時間
6	ビジネス基礎	24時間
7	特別講座（基本情報）	48時間

（合計192時間）

講座のカリキュラムと経済産業大臣が告示で定める履修項目との対応関係

No	カリキュラム	履修項目
1	コンピュータシステム	数値変換・データ表現
		情報と理論
		情報素子
		プロセッサーアーキテクチャ
		メモリアーキテクチャ
		補助記憶
		入出力アーキテクチャと装置
		コンピュータの種類と特徴
		エンベデットシステム
		オペレーティングシステム
		ファイル管理

No	カリキュラム	履修項目
2	プログラム設計	データ構造
		アルゴリズム

No	カリキュラム	履修項目
3	システム開発と運用	言語 ソフトウェアパッケージ 開発環境 開発手法 要求分析・設計手法 プロセス、テスト、レビュー 開発管理 外部環境の活用 システムの運用 システムの保守

No	カリキュラム	履修項目
4	ネットワーク概論	プロトコル・伝送制御 符号化・伝送 ネットワーク (LAN・WAN) 通信装置 ネットワークソフト

No	カリキュラム	履修項目
5	データベース概論	データベースのモデル データベースの言語 データベースの制御

No	カリキュラム	履修項目
6	ビジネス基礎	経営管理 情報化戦略 財務会計 管理会計 インダストリアル・エンジニアリング オペレーションズ・リサーチ エンジニアリングシステム ビジネスシステム 情報通信 知的財産権 労働 取引 安全

○他の法律・倫理

No	カリキュラム	履修項目
7	特別講座(基本情報)	システムの構成技術
		システムの性能
		システムの信頼性・経済性
		ネットワーク応用
		データベース応用
		データ資源管理
		マルチメディアシステム
		セキュリティ
		リスク管理
		ガイドライン
		開発と取引の標準化
		情報システム基盤の標準化
		データの標準化
		標準化組織

○履修時間数

192時間

○受講対象者

情報科学専門学校新横浜校テクノロジー系学科（情報工学科、メディア工学科、情報システム開発科）の学生を対象とする。

○講座開設会場

岩崎学園 新横浜1号館 （横浜市港北区新横浜2-4-10）

○定員 1教室あたり50名

○講座講師 (学)岩崎学園 専任教員